

令和7年度

寮 生 便 覧



木更津工業高等専門学校

《雄峰寮・なのはな寮》

この寮生便覧について

寮生は本校学寮の目的を達成するために、この便覧を熟読し、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の充実、向上に努め、規律ある豊かな学寮生活を送ってください。

学寮沿革

昭和42年4月	男子寮開設（仮寮）
昭和43年6月	第1期工事竣工
昭和44年3月	第2期工事増築
昭和45年3月	第3期工事完成
昭和60年3月	男子寮増築
昭和60年10月	群制度発足
昭和60年11月	男子寮改修
平成12年3月	女子寮竣工
平成12年7月	男子寮一部改修
平成24年3月	女子寮増築
令和3年3月	男子寮一部改修
令和4年3月	男子寮一部改修

男子寮名「雄峰寮」の由来

雄大な山という意味である。雄は雄々しさを表し雄飛の雄にも通ずる。峰は秀でた高さを表す。

女子寮名「なのはな寮」の由来

県花『菜の花』の持つ清らかで柔らかく、伸び伸びとした様子を表わす。本校の校章にも用いられ、親しまれている花である。

目 次

令和7年度学寮行事予定表	1
1. 学寮の目的と運営組織	3
1-1. 学寮の目的	3
1-2. 「群制度」の内容	3
1-3. 組織	3
2. 寮生生活目標	4
2-1. 安全と健康	4
2-2. 修学の充実	4
2-3. 円滑な集団生活	4
2-4. 地域社会への貢献	4
2-5. 男女寮生間での協力と相互理解	4
3. 学寮の諸手続き概要	5
3-1. 入寮・退寮の手続きについて	5
3-2. 開寮・閉寮について	5
3-3. 居室の備品について	5
3-4. 居室鍵の貸出について	6
3-5. 郵便物・宅配便について	6
3-6. 健康保険証（遠隔地被保険者証）の所持について	6
3-7. 外泊について	6
3-8. 食費の払い戻しについて	7
3-9. 欠食の手続きについて	7
3-10. 学寮の主な共用施設・設備について	7
4. 学寮共通日課	9
4-1. 起床・点呼	9
4-2. 朝食	9
4-3. 登校	9
4-4. 昼食	10
4-5. 入浴	10
4-6. 夕食	10
4-7. 門限と点呼	10
4-8. 玄関等の施錠	10

4-9. 消灯	10
4-10. その他	11
5. 寮生活の基本的事項	12
5-1. 寮生活における基本的ルール及びマナーについて	12
5-2. 寮内の美化と、清潔及び整理・整頓について	12
5-3. 清掃について	12
5-4. ゴミの処理について	12
5-5. アルバイトについて	12
6. 災害対策について	13
6-1. 日常的災害対策	13
6-2. 非常時の対応	13
7. 防犯対策について	15
7-1. 現金・貴重品の保管について	15
7-2. 居室等の施錠の励行について	15
7-3. 盗難について	15
7-4. 寮生以外の者の学寮への立ち入りについて	15
8. 健康管理	16
8-1. 健康調査票の確認	16
8-2. 食生活の基本	16
8-3. 病気、けが、事故が発生した場合の連絡方法	16
8-4. 病気、けがにより通院する場合について	16
8-5. 日常的留意事項	16
9. 病院等一覧	17
9-1. 学校近隣の医療機関	17
10. 修学と生活管理に関する指導事項	18
10-1. 半期ごとの欠課率の集計について	18
10-2. 年度ごとの欠課率の集計について	18
10-3. 試験期間（四期）ごとの欠課率の集計について	18
10-4. 生活態度、生活状況が不良の者について	18
11. 禁止事項について	19
11-1. 物品の持ち込みについて	19
11-2. 飲酒、喫煙、酒・タバコなどの持ち込み・所持について	19
11-3. 火災予防のための禁止事項	20
11-4. その他の禁止行為等について	20

11-5. ポイント制について	20
11-6. 指導の取り扱いについて	24
11-7. 表1以外の詳細な禁止事項とポイント	24
12. 寮友会について	25
12-1. 寮友会活動	25
12-2. 群生活	25
13. 学寮における諸経費負担	27
13-1. 経費負担区分について	27
13-2. 学寮関係経費について	27
13-3. 学寮関係経費の納入方法について	27
13-4. 欠食分の給食材料費払い戻しについて	27
14. 学寮関係書類一覧	28
14-1. 交付を受けるもの	28
14-2. 願い出をするもの	28
14-3. 届け出をするもの	28
関係諸規則等	30
木更津工業高等専門学校学寮規程	32
木更津工業高等専門学校学寮運営要項	35
木更津工業高等専門学校寮生心得	37
木更津工業高等専門学校寮友会規約	39
木更津工業高等専門学校寮友会会計細則	44

令和7年度行事予定表

学寮

曜日	令和7年4月	5月	6月	7月	8月	9月	曜日
日			1				日
月			2			1	月
火	1 寮務委員会		3 寮務委員会	1 寮務委員会、部屋点検、全寮集会		2	火
水	2 開寮(2年生以上)		4	2		3	水
木	3 開寮(新入生)	1 休業日	5	3		4	木
金	4 入学式	2 休業日	6	4 クリーンデー	1	5	金
土	5	3 休業日(憲法記念日)	7	5	2	6	土
日	6	4 休業日	8	6	3	7	日
月	7 掃除強化週間	5 大ごもの日	9	7	4 クリーンデー	8	月
火	8 掃除強化週間	6 (休日) 開寮	10	8	5 寮務委員会	9	火
水	9 掃除強化週間	7 寮務委員会	11	9	6	10	水
木	10 健康診断 掃除強化週間 自己紹介	8	12	10	7	11	木
金	11	9 月曜授業	13	11	8	12	金
土	12 新入生研修	10 スポーツ大会	14	12	9 閉寮 (オープンキャンパス 予備日)	13 閉寮	土
日	13	11	15	13	10	14	日
月	14	12	16	14 勉強会(～8/1)	11	15 (山の日)	月
火	15	13 部屋点検、全寮集会、 防災訓練	17	15	12	16	火
水	16	14	18	16	13	17	水
木	17	15	19	17	14	18	木
金	18 クリーンデー	16 クリーンデー	20 クリーンデー	18	15	19	金
土	19	17 BBQ大会	21	19	16	20	土
日	20	18	22	20	17	21	日
月	21	19	23	21 (海の日)	18	22	月
火	22	20 防災訓練予備日	24	22	19 閉寮 期 間	23 (秋分の日)	火
水	23 寮生総会	21 体育祭	25	23	20	24	水
木	24	22	26	24	21	25	木
金	25	23 寮生保護者会総会	27	25	22	26	金
土	26 閉寮	24	28	26	23	27	土
日	27 閉寮 期 間	25	29	27	24	28 閉寮	日
月	28 休業日	26 勉強会(～6/13)	30	28	25	29	月
火	29 (昭和の日)	27		29	26	30 寮務委員会	火
水	30 休業日	28		30	27		水
木		29		31	28		木
金		30			29		金
土		31			30		土
日					31		日

※ 寮友会役員は毎週火曜日放課後、群長会あり。(テスト1週間前や審議・連絡事項がない場合には実施しない。)

※ クリーンデーは、天候により日程が変更になる場合がある。

令和7年度行事予定表

学寮

曜日	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	曜日
日					1	1	日
月			1		2	2	月
火			2	寮務委員会、部歴点検、全寮集会	3	寮務委員会	火
水	1		3		4	4	水
木	2		4		5	5	木
金	3		5	寮友会役員選挙公示	6	学力選抜に伴う休業	金
土	4	クリーンデー	6	クリーンデー	7	7	土
日	5	2	7	4	8	8	日
月	6	3	(文化の日)	8	9	9	月
火	7	4	寮務委員会	9	10	10	火
水	8	5		10	11	11	水
木	9	6	月曜授業	11	12	12	木
金	10	7		12	13	13	金
土	11	寮祭	8	クリーンデー	14	クリーンデーリーダー研修会	土
日	12	9	14	11	15	15	日
月	13	(スポーツの日)	10	12	(成人の日)	16	月
火	14	防災訓練予備日	11	16	寮友会役員選挙	17	火
水	15	12	17	14	月曜授業	18	水
木	16	13	18	マラソン大会	15	推薦選抜に伴う休業	木
金	17	14	19	16	推薦選抜に伴う休業	20	金
土	18	15	20	17	21	21	土
日	19	16	21	18	推薦入学者選抜	22	日
月	20	17	22	推薦終了後よりHR・大掃除	19	勉強会(～2/5)	月
火	21	18	23	閉寮	20	推薦選抜に伴う休業	火
水	22	19	24	21	21	25	水
木	23	20	25	22	26	26	木
金	24	21	26	23	27	27	金
土	25	22	27	24	28	28	土
日	26	23	(勤労感謝の日)	25	25	29	日
月	27	24	(休日)	26	26	30	月
火	28	25	30	27	27	31	火
水	29	26	31	28	28		水
木	30	27		29	29		木
金	31	寮祭に伴う休業	28	30	30		金
土		29		31			土
日		30					日

1. 学寮の目的と運営組織

1-1.学寮の目的

学寮は本校の課外教育施設であり、その目的は次の3つからなります。

- (1) 安全で健康な生活環境を提供すること。
- (2) 修学を支援すること。
- (3) 規律ある共同生活と地域社会への貢献を通じて人間形成を図ること。

1-2.「群制度」の内容

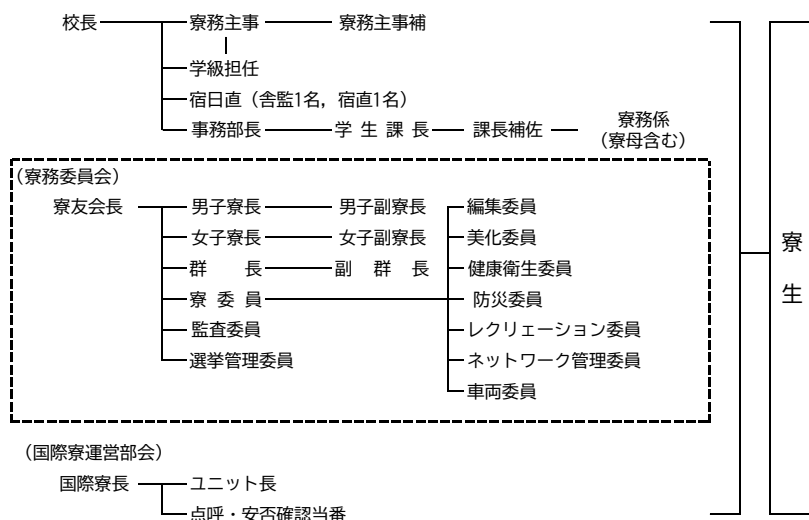
学寮が課外教育施設としての目的を十分に果たすため、独自の群制度を導入しています。群とは、居室・談話室及びサービスエリアをもって構成される単位であり、各群は1年生から5年生までの寮生30～40名程度で構成されます。男子寮は1階から4階までの各フロアを東西に分けて7群、女子寮は全体でひとつの群となります。各群は、群長をリーダーとして自分達で定めた「生活規範」に従い、より自由な雰囲気の中で各自が責任を持って、その最善と考える共同生活の実現に努力します。

1-3.組 織

学寮は下図の組織によって運営されています。寮生の指導については全教員が、また施設設備の維持管理、寮費等については学生課寮務係（以下、学寮事務室）が担当します。

寮友会は、学寮規程第15条に基づき、学寮における日常生活上の具体的な問題を運営組織内で率先して処理し、これを自主的に規律します。

〔学寮運営組織図〕



2. 寮生生活目標

ここでは、「木更津工業高等専門学校学寮規程」及び「学寮運営要項」に基づき、寮生が在寮にあたって自ら努力すべき目標と訓育指導に関する学校の方針を示します。

2-1.安全と健康

学寮における安全と健康は最も大切な生活の基本部分であり、学寮では特にこの項目を重点的に指導しますが、寮生自身もまた自主的に注意して寮生活を送ってください。

(朝夜の点呼・外泊届の義務・睡眠時間の確保・清掃・健康管理・防犯防災など)

2-2. 修学の充実

学寮は寮生の健全なる学業生活を支援するための施設です。寮生は、学寮を有効に活用し、授業や課外活動に積極的に取り組んでください。

2-3. 円滑な集団生活

学寮は共同生活の場です。集団の中で自分だけの事を考えていては当然トラブルが起こります。トラブルを円滑に回避するためには他人を思いやり、自分の責任を果たし、人のために何かを積極的に行うことも大切なことです。学寮で培われる集団生活に貢献する姿勢は卒業後の社会生活でも大いに役立つはずです。ぜひ有益な人間関係を学び取ってください。(寮規則の遵守、公德心の育成)

2-4. 地域社会への貢献

学寮は、地域社会から離れて存在しているわけではありません。地域住民に迷惑をかけないように気をつけましょう。また、何をすれば貢献できるのかを常に考えて行動していくことが大切です。

2-5.男女寮生間での協力と相互理解

男女が集団生活の中で互いに尊敬し合い、協力して活動していくことは社会的に大変重要なことです。学寮においても、男子寮と女子寮の施設や運営のあり方などに違いはありますが、男女が互いに理解し合い、対等な立場で活躍できる学寮組織を築き上げるように努めてください。また、健全なモラルを持って、常に相手の立場、自分の立場、そして周りの状況を考えて行動してください。

3. 学寮の諸手続き概要

本校の学寮は、課外教育施設として昭和 43 年度に設置されました。

学寮では規律ある学寮生活を送るため様々な「規則・規範」が定められています。この便覧をよく読み、それら規則等を理解して、節度を持った学寮生活を送ってください。

3-1. 入寮・退寮の手続きについて

(1)入寮

入寮募集は、原則として年 1 回行われます。「入寮願」を学寮事務室へ提出してください。審査の後、入寮が決定します。入寮時期は、学年の始めです。在寮期間は学年末をもって終了します。従って、次年度も継続して入寮を希望する学生も、再度「入寮願」の提出が必要です。なお、期限付きの退寮指導を受けており、退寮指導期間が年度をまたぐ場合も、所定の期限内に次年度の「入寮願」を提出してください。

1 学年後期以降の入寮については、入寮募集の直近の半期および通年集計において、欠課率が 10%を超える者は原則として入寮を認めません。ただし、欠席についてやむを得ない理由（公欠に該当しない病気・怪我による長期欠席）があり、担任から理由書（様式任意）の提出があった場合は、入寮の可否を検討します。また、入寮審査にあたっては、学校における生活態度（学校規則の遵守、授業への取り組み状況、各種行事への参加状況等）を勘案し、入寮歴がある者については、退寮に至った経緯も考慮して、総合的な判断を行います。

(2)退寮

退寮する場合は、事前に「退寮願」を学寮事務室へ提出してください。なお、規則違反等により退寮を命ぜられることもあります（この場合は「退寮願」提出の必要はありません）。退寮する際は、貸出物品の返却確認、居室その他設備等の検査を受けなければなりません。場合によっては寮生の自己負担で原状回復をしてもらうことがあります。

3-2. 開寮・閉寮について

開寮・閉寮の日程は原則次のとおりです。

- 開寮：授業開始の前日から（食事:開寮日の夕食から開始）
- 閉寮：長期休業開始日から（食事:閉寮日の朝食までで終了）

春・GW・夏・冬の長期休業期間は原則として閉寮となります。

閉寮に伴う留意事項は、事前に寮内に掲示します。

なお、閉寮期間に諸施設設備の点検・修理・備品の整備・消毒等を行うため、寮内は立ち入り禁止です。ただし、寮内に忘れ物などをした場合は、一時的に立ち入りを認める場合がありますので、事前に学寮事務室に相談してください。

3-3. 居室の備品について

寮生各自に次の居室備品が貸与されます。

- ①ベッド ②机・椅子 ③書庫 ④更衣ロッカー（一部備付クローゼット）

これらに加えて、平成 24 年度より全居室にエアコンが 1 台設置されています。これは、寮生の保護者で組織する寮生保護者会が業者とリース契約を結び、リース料を支払うことで貸与を受けているものです。リース料は全寮生で均等割り、電気料は部屋ごとに自己負担となっております。そのため、毎月リース料及びエアコン電気料を徴収いたします。金額については、「学寮における諸経費負担」の頁をご覧ください。二人部屋の場合は、電気料を二人で均等割りすることになりますので、使用頻度や温度設定など、お互いによく話し合って使うようにしてください。

また、インターネット情報端子が全居室に設置されており、学内のネットワークを利用できますが、遠隔授業等で寮生が一斉にネットワークを利用した場合、学寮ネットワークの通信能力が不足し、通信障害の原因となる可能性があります。学寮ネットワークを経由しない、各自の通信手段を必ず用意してください。

なお、蒲団（リースを含む）、電気スタンド、共有物以外の消耗品（洗濯洗剤等）は寮生各自で用意することになります。

3-4. 居室鍵の貸出について

新年度の開寮時に、男子寮では居室の鍵を、また女子寮では玄関と居室の鍵を寮生へ貸与し、閉寮時に返却を行います。ただし、GW、冬の閉寮等比較的短期間の閉寮については、返却を行わず自己管理となります。各自が責任を持って保管し紛失しないよう気をつけてください。

万一、紛失した場合には直ちに学寮事務室へ届けてください。

なお、紛失した場合には、防犯上の理由から、紛失した鍵に関するドアロック及び関連する鍵の全てを寮生の自己負担により交換することになります。

また、退寮の際は鍵を必ず返却してください。

3-5. 郵便物・宅配便について

学寮事務室で取り扱うことができるのは、原則として手紙・書類等の郵便物（郵便受けに投函されるもの）のみです。お預かりした郵便物は、寮生用の郵便受けまたは学寮事務室での受け渡しとなります。受取人が必要な荷物（受領印やサインが必要なもの、ただし郵便書留は除く）の取扱いはできませんので、配達されても学寮事務室では受け取れません。宅配の受け取り方法としては「指定したコンビニでの受け取り」、「郵便局留め」などを利用してください。

また、閉寮期間中は学寮への配達が始まりますので、この間は郵便物についても学寮を配達先に設定しないでください。

3-6. 健康保険証（遠隔地被保険者証）の所持について

病気及びけがにより通院する際に必要ですので、健康保険証（又は遠隔地被保険者証）を必ず所持してください。

3-7. 外泊について

帰省・旅行及び学校行事等により外泊する場合は、「外泊届」を所定の提出ボックスへ提出してください。提出期限は、外泊日の前日 15 時までです。

なお、外泊期間が土・日・祝日にかかる場合は、その期間前の平日に提出してください。

例①：火曜日の夕方から帰省する場合⇒前日の月曜日 15 時まで提出。

例②：土曜日（or 日曜日）の夕方から帰省する場合⇒直前の金曜日 15 時まで提出。

例③：月曜日の夕方から帰省する場合⇒直前の金曜日 15 時まで提出。

※外泊は必ず家庭の了承を得たうえで行ってください。これによらず外泊した場合は、入寮許可を取り消すことがあります。

3-8. 食費の払い戻しについて

欠食が次に定める事由に該当し、所定の手続きを行った場合は、給食材料費の払戻しが行われます。

- (1) 休業日（土・日曜、祝日）の前日の夕食から休業日の翌日の朝食までの間で、3 食以上連続して欠食した場合。
- (2) 学校行事又は学校が承認した活動で欠食した場合。
- (3) 寮務主事が認めた理由により、欠食した場合。

上記以外の個人都合による欠食では原則として払い戻しの対象とはなりません。

なお、具体的な払戻しの方法や時期は、別途食堂委託業者から通知があります。

3-9. 欠食の手続きについて

欠食する場合は、欠食する事前の水曜日の 13 時[※]までに、「欠食届」に記入の上、所定の提出ボックスへ必ず提出してください（外泊届を出しただけでは欠食の手続きは行われません）。食材料の無駄を無くすように協力してください。

※祝日が週末休日に連続する等でこれによりがたい場合には、別途期日を指定します。

3-10. 学寮の主な共用施設・設備について

学寮には、居室の他に次に掲げる各種の共用施設・設備が整備されています。共用であることを認識し、使用規則を遵守して大切に利用してください。

なお、居室及び各種施設・設備に工作を加えたり、目的以外に使用したりしてはいけません。

(1)雄峰寮（男子寮）

①談話室

空調設備があり、寮生間の交流の場や学習スペースとして使用できます。

②サービスエリア

各群に、補食コーナー及び洗濯コーナー（総称：サービスエリア）があります。

「補食コーナー」には、流し台とガス台、電子レンジ、電気ケトルが設置されています。

「洗濯コーナー」には、全自動洗濯機と乾燥機（5 台ずつ）が設置されています。

これらの施設設備は、共同利用ですから、各自ルールやマナーを守って清潔・整頓を励行するとともに、節水に心がけて使用してください。

③浴室

浴室は地階にあり、一度に 40 人程度が入浴できます。

④シャワー室

浴室隣の多目的ホールにコイン式のシャワー室があり利用できます。（100 円/回（10 分間））

(2)なのはな寮（女子寮）

①談話室

空調設備があり、寮生間の交流の場や学習スペースとして使用できます。

なお、点呼や女子寮生会も談話室で行います。

②補食室

1 階から 3 階に補食室があります。それぞれ流し台とガス台、電子レンジ、電気ケトルが設置されています。

③洗面所・洗濯機コーナー

地階から 3 階には、それぞれ洗面台（3～4 台）、全自動洗濯機（2 台）、ガス衣類乾燥機（2 台）が設置されています。共同利用するものですから、清潔・整頓に留意してください。

④浴室

地階に浴室があり、一度に 5 人程度が入浴できます。

⑤シャワー室

地階と 1 階に個室のシャワー室があり、利用できます。

⑥多目的室

2 階から 4 階に多目的室があります。学習やミーティングに利用できます。

4. 学寮共通日課

寮で快適に過ごすためには、多数の寮生とともに共同して、規律ある生活を正しく守ることから始まります。

寮生全員が共通して守るべき日課を「生活日課の励行事項」として次のとおり定めていますので、時間を厳守し、励行に努めてください。

生活日課	雄峰寮（男子寮）		なのはな寮（女子寮）	
	登校日	休業日	登校日	休業日
起 床	7:20	7:50	7:20	7:50
点 呼	7:30	8:00	7:30	8:00
朝 食	7:30～ 8:30	8:00～9:00	7:30～ 8:30	8:00～ 9:00
登 校	8:40		8:40	
昼 食	12:00～12:55	12:00～12:55	12:00～12:55	12:00～12:55
入 浴	16:30～21:00	16:30～21:00	16:30～21:00	16:30～21:00
夕 食	18:20～19:50	18:00～19:30	18:20～19:50	18:00～19:30
門 限	21:50	21:50	21:20	21:20
点 呼	22:00	22:00	21:30	21:30
玄 関 施 錠	22:00～ 7:00	22:00～ 7:00	21:30～ 7:00	21:30～ 7:00
消 灯	0:00（2:00 電源切）	0:00（2:00 電源切）	0:00（自主消灯）	0:00（自主消灯）

※ 起床時間は、共通エリアの清掃担当がある場合は上記よりも早くなります。

※ コイン式シャワー室利用時間は、以下の通りです。

登校日：7:00～8:30、17:00～22:00

休業日：7:00～22:00

4-1.起床・点呼

- (1) 早寝早起きを励行し、居室の清掃など軽く体を動かしてその日の健康状態をチェックする習慣を身に付けてください。また、必ず朝の点呼を受け、相互の健康状態を確認してください。
- (2) 定刻前に起床した者は、同室者や他者の迷惑にならないように注意してください。

4-2.朝食

朝食は1日の生活のエネルギー源となるものです。規則正しい生活のリズムを作り、不規則な間食・夜食をやめ、必ず朝食を摂る習慣を身につけてください。

4-3.登校

- (1) 授業は8時50分から始まります。遅刻しないよう余裕を持って登校してください。
- (2) 体調不良になったときは、フォーム様式1を入力してください。保健室・担任・寮務係・寮務主事・寮務主事補と連携を取り、経過観察をします。体温が37.5℃以上、または平熱より

1℃高い場合は、原則帰省の対象となります。病気やけが、就職・進学活動などで授業を欠席する場合は、1週間以内に必ず寮生欠席届フォームに入力してください。

- (3) 登校時の服装は、本校学生服装基準に拠る服装としてください。
- (4) 各自、居室の戸締まり・施錠を必ず確認してください。

4-4. 昼食

昼食も学寮食堂で摂ります。校舎内の学生食堂ではありません。全寮生が一斉に帰寮するため混雑することがありますので、ルールに従って食事を摂るようにしてください。

4-5. 入浴

- (1) 21時から浴室等の清掃を行いますので、入浴時間を厳守してください。
- (2) 入浴の際は、身体の汚れを落としてから浴槽に入るなど、浴室の清潔維持を心がけ、また、湯水を浪費しないようお互いが気をつけて利用してください。
- (3) コイン式シャワー室の利用時間は22時までとしています。施錠を行いますので、この時間には利用を終え、退室してください。

4-6. 夕食

終了時間には食べ終わるように時間に注意してください。

4-7. 門限と点呼

- (1) 門限以降の外出は一切できません。門限後は静粛時間とし、他者の勉強を妨げたりしないようにしましょう。

なお、やむを得ない事情で門限までに帰寮できない場合は、必ず事前に学寮事務室へ申し出るか、不在時は舎監に連絡してください。

- (2) 点呼を受けることは皆さんの所在を確認する上で重要な事項です。在寮時は必ず受けるようにしてください。

男子寮の朝点呼は談話室にて、夜点呼は談話室または居室前に整列して各群長が行います。女子寮は朝夜ともに全員談話室に集合して、女子群長が行います。

4-8. 玄関等の施錠

- (1) 皆さんの安全のため、夜点呼後から翌朝7時までの間、玄関等は施錠します。
- (2) 女子寮の玄関の鍵は、オートロックです。玄関の鍵を持たずに外へ出ると入れなくなりますので、必ず鍵を持ち歩くようにしてください。

4-9. 消灯

- (1) 男子寮・女子寮とも0時消灯です。また、消灯時間後もレポート作成や補食などの必要があるときは、各群の談話室が利用できます。遅い時間なので利用の際は他者の迷惑にならないようにしてください。
- (2) 女子寮は電源の自動設定はありませんが、消灯時間は男子と同様ですので、消灯時間を厳守

してください。

- (3) 試験の2週間前から試験終了日までの期間は、終夜点灯を認めています。

4-10. その他

食事中は、マナーを大切にしてください。提供された食事、飲料、食器の食堂外への持ち出しは禁止です。なお、けが等の理由により食堂で食事を摂るのが困難な場合は、学寮事務室（不在の場合は舎監）に申し出てください。

5. 寮生活の基本的事項

本校の学寮における生活行動の基本的な心構えを示します。生活上の規範としてください。

5-1. 寮生活における基本的ルール及びマナーについて

- (1) 相互に人権を尊重し、有意義な寮生活を行いましょう。
- (2) 放課後の課外活動及び奉仕活動、学校行事に積極的に参加しましょう。
- (3) 寮友会行事及び会議・集会に必ず出席しましょう。
- (4) 高学年の寮生ほど寮全体に奉仕し貢献する活動に積極的に参加しましょう。
- (5) 教職員や外来者に対する礼儀及び寮生相互の礼節を守り挨拶を励行しましょう。
- (6) 寮生として品位ある言葉づかい・服装であることに留意してください。
- (7) 非常時以外には「非常口」を使用しないでください。
- (8) 電気・ガス・水道などを使用する際は、無駄がないよう常に節約を考えてください。

5-2. 寮内の美化と、清潔及び整理・整頓について

- (1) 寮内は土足禁止です。
- (2) 居室を清潔に保ち、整理・整頓を励行しましょう。

5-3. 清掃について

寮内の清掃は、自室のほか共通エリアを割当により分担して行います。特に、便所・洗面所・浴室・サービスエリア等の清潔を必要とする場所の清掃は丁寧に行ってください。また、談話室・廊下等の共用部分も清掃及び整理・整頓を励行してください。

5-4. ゴミの処理について

ゴミの処理方法は、木更津市で定められた分別方法により分別し、分類別の指定ゴミ袋に入れて指定日に寮生専用ゴミ置場に運び出してください。

ゴミ袋は舎監室前のロッカーに用意してありますので、適宜補充してください。

5-5. アルバイトについて

アルバイトをするには、校長の許可が必要です。所定の「アルバイト許可願」を学級担任を経て学生課学生支援係に提出し、校長の許可を受けてください。

ただし、原則として1年生前期期間中は禁止されており、また次のような場合は許可されません。

- ①深夜にわたる業務、②風俗営業に属する業務、③重労働、危険、有害な業務、④学業に支障をきたす業務、⑤学寮の日課に支障をきたす業務、⑥学校行事・学寮行事の欠席を伴う業務、⑦その他、教育上好ましくない業務

6. 災害対策について

火災・震災に対する日常的防災対策は非常に重要なことであり、寮生各自の人命に関わることでありますので、下記の「**日常的災害対策**」及び「**非常時の対応**」をよく読んで、適切な行動がとれるようにしてください。

6-1. 日常的災害対策

- (1) 指定場所以外で火気を使用しない。
- (2) 火気使用時は安全に配慮し、使用後の安全確認を必ず実施する。
(ガス栓を完全に閉じる、共通エリアの電熱器具のコードを確実に抜く、など)
- (3) 居室・共通エリアの出入口、廊下、階段等には、避難の妨げになるため物を置かない。
- (4) 消火器・消火栓・防火扉の位置（男子寮・女子寮平面図を参照）及び使用方法を確認し習得しておく。
- (5) 日頃から、避難経路を確認しておく。
- (6) 居室に備え付けられている常備灯、ヘルメットなどの防災用品を定期的に確認し、使用可能な状態にしておく。
- (7) 非常時に持ち出す貴重品を整理しておく。
- (8) 寮友会長、寮長、群長及び防災委員（長）が不在の場合、誰が代理になるかを決めておくとともに、寮友会長、寮長、群長及び防災委員（長）が不在になるときは、その旨を代理に確実に連絡しておく。

6-2. 非常時の対応

- (1) 避難における基本事項
 - ・ 原則的に舎監の指示により避難場所への移動を開始する。
 - ・ 避難場所は第4駐車場。（工事等がある場合は別途指示）
 - ・ 避難するときは、可能な限り同部屋と隣部屋の寮生に声をかける。
 - ・ 避難場所では群長または防災委員が点呼をとり、舎監に点呼結果を報告する。
 - ・ 状況に応じて、臨機応変に適切な避難対応を行う。
- (2) 火災発生時の避難について（警報器作動時）
 - (ア) 火災警報が鳴ったら、ヘルメットを被り、夜間時には懐中電灯を持つ。
 - (イ) 窓を閉め廊下に出る。
 - (ウ) 舎監からの避難指示の後、群長の誘導に従い避難する。この際、タオルやハンカチを鼻と口に当て、姿勢を低くして火元を避け、安全な経路で避難すること。
- (3) もし火災を発見したら…
 - (ア) 付近の人と舎監または宿直に知らせる。
 - (イ) 出火直後だった場合、初期消火活動を行う。
- (4) 地震発生時の避難について
 - (ア) 揺れを感じたら、窓際や棚から離れる。

- (イ) ヘルメットを被り、夜間時には懐中電灯を持つ。
 - (ウ) 机の下などに入り、特に頭部を保護する。
 - (エ) 揺れが収まり、安全を確認できたら、居室内の電気機器のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜いて廊下へ出る。
 - (オ) 舎監からの避難指示の後、群長の誘導に従い避難する。
- (5) もし居室に閉じ込められたら…
- (ア) 発見されやすいように、大声などで合図を送る。
 - (イ) 救助が来た場合、自分や周りの状況を伝える。

7. 防犯対策について

防犯対策で最も重要なことは、寮生各自の自己管理です。所持品には必ず記名し、保管管理に十分留意してください。防犯対策としての必要な事項を次に示しますので各自が積極的に防犯に努めてください。

7-1. 現金・貴重品の保管について

現金の所持は、必要最低限にとどめ、近くの金融機関（銀行・信用金庫等）を利用するなど、多額の現金を所持したり、居室内に保管したりすることがないようにしてください。

7-2. 居室等の施錠の励行について

登校時や外出時など、「居室」を離れる場合は、必ず施錠してください。

また、窓やベランダなどの施錠確認も忘れずに行ってください。

7-3. 盗難について

万一、盗難にあった場合は、速やかに所定の「盗難届」により学寮事務室へ届け出てください。

7-4. 寮生以外の者の学寮への立ち入りについて

盗難等の防止のためにも、保護者であるなど特別な事情がある場合を除き、寮生以外の者の学寮への立ち入りを原則として認めていません。本校以外の知人・友人の立ち入りは勿論のこと、本校通学生の立ち入りも禁止です。

8. 健康管理

学寮生活においては、寮生自らが日常生活において注意を払い健康管理に努力しなければなりません。ここに、健康管理に関する留意事項を示しますので、役立ててください。

8-1. 健康調査票の確認

寮生は、入学時に提出する「学生身上調査書・健康調査票」の記入に際しては、特に既往症、生活上注意すべき事項、その他連絡すべき事項について記載しておいてください。

なお、記載漏れがあった場合は、必ず保健室に届け出てください。

8-2. 食生活の基本

食事の摂取は、健康管理上基本となるものです。必ず1日3食、食べる習慣をつけてください。なお、病気など特別な理由のある場合は、可能な範囲で特別献立を用意しますので、学寮事務室に相談してください。

8-3. 病気、けが、事故が発生した場合の連絡方法

病気、けが及び事故が発生した場合は、フォーム様式1に入力するとともに、必ず学寮事務室、宿直室又は舎監室へ速やかに連絡してください。本人が連絡できない場合は、同室の者か友人等が必ず連絡してください。なお、薬の配布はできませんので、各自で普段使用している薬を持参してください。また、救急セット等も各自で用意しておいてください。

8-4. 病気、けがにより通院する場合について

病気、けがにより通院する場合は、診察料や薬代等のためのお金と健康保険証（又は遠隔地被保険者証）を持参してください。また、自力で通院することが困難な場合は学寮事務室（不在時は舎監）へ申し出てください。

8-5. 日常的留意事項

寮生各自は、自身の健康維持増進に留意するとともに、過度なアルバイトなどにより、健康を害することのないよう、規則正しい寮生活をしてください。

健康管理のために、寝具類の日光消毒、衣類の洗濯、室内の清掃・換気を励行してください。

9. 病院等一覧

9-1. 学校近隣の医療機関

医療機関名	診療科	所在地	電話番号 (市外局番 0438)
やまぐち内科クリニック	内科・循環器内科	高柳 1-5-28	41-7702
大日方医院	内科・消化器科・呼吸器科	朝日 3-2-35	22-2025
清見台整形外科内科	内科・整形外科	清見台南 4-2-7	97-1667
おかもと医院	内科・胃腸内科・肛門科	東太田 4-1-1	97-6252
松清医院	内科・消化器内科・外科・腎臓内科	清見台南 1-9-6	98-2065
松清歯科医院	歯科・口腔外科	清見台南 1-9-7	98-1818
きさらづ皮膚科クリニック	皮膚科	大和 2-21-16	22-2469
かずさ整形外科	整形外科	清見台南 1-4-9	30-5068
中西整形外科	整形外科	ほたる野 3-24-8	30-5780
ほたる野クリニック	耳鼻咽喉科	ほたる野 3-24-17	30-9560
小関耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科	太田 4-16-5	25-1187
飯田眼科医院	眼科	清見台東 2-2-1	98-9750
瀬戸歯科医院	歯科	朝日 2-1-30	25-8841
かみくぼ耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	請西南 5-25-11	36-0002
君津中央病院	総合診療	桜井 1010	36-1071
清見台レディースクリニック	婦人科	清見台南 1-10-13	42-1118
木更津東邦病院	内科・整形外科・皮膚科・脳神経外科	菅生 725-1	98-8111
はぎわら病院	内科・外科	木更津 1-1-36	22-5111
木更津市夜間急病診療所	内科	中央 1-5-18	25-6284

10. 修学と生活管理に関する指導事項

自己管理ができず欠課率が著しく高い者や、寮生活全般に関して自己管理ができない者について、以下のとおり指導することとします。

10-1.半期ごとの欠課率の集計について

半期ごと（前期末、後期末の2回）の集計において、欠課率が5%（所定の方法により寮生欠席届フォームに記載した欠課時数、および担任等により所見提出がなされ、かつ正当なものだと認められた欠課時数を除く）を超える者に対し、1週間の退寮指導を行います。

10-2.年度ごとの欠課率の集計について

年度ごとの集計において、欠課率が10%を超える者については、次年度の入寮を不許可とします（*項目 10-1）と同様の手順により判断します）。ただし、集計期間である1年間の生活態度（規則の遵守、点呼への出席、集会を含む各種行事への出席等）が良好であり、かつ生活状況（健康管理等）に問題がない者については、学寮生活の立て直しを目指して、指導の保留を行う場合があります。指導の保留期間では、年度初めの1か月間自宅から通って生活リズムの立て直しができた（欠課率が5%を越えない）後に「仮入寮期間」を設けます。仮入寮期間は前期中とし、寮務委員会、所属学科、担任それぞれの指導により、寮生の修学状況の改善を促します。仮入寮期間に良好な出席状況（欠課率5%を越えない）、および生活態度が認められた場合は、後期からの正式な復寮を許可します。修学状況の改善と良好な生活態度が認められなかった場合、当該年度の入寮は不許可とします。

10-3.試験期間（四期）ごとの欠課率の集計について

半期・年度ごとの欠課率の集計の他に、前期中間、前期中間以降～前期末、後期中間、後期中間以降～後期末の各試験期について欠課率を集計する場合があります。各期で欠課率が20%を超える者については、当該期より年度末日までの退寮指導を行うものとします（この退寮期間が6か月に満たない場合は、翌年度の前期を含む退寮指導とします）。ただし、前期中間試験時の集計では、欠課率が25%以下であれば改善に向けた面談指導を行ったうえで、退寮指導を前期末試験時の集計まで保留する場合があります。

退寮期間中における修学状況が良好であり（欠課率5%を越えない）、かつ学校生活態度が良好であることが認められた場合に復寮を許可します。

※なお、欠課率が20%を越える場合では、生活管理そのものができていないと判断し、寮生欠席フォームへの記載分の考慮は行わずに集計値を取り扱います。

10-4.生活態度、生活状況が不良の者について

欠課率と関わりなく、生活態度、生活状況が不良の者については指導を行い、そのうえで自立的な改善がみられない場合は、担任、所属学科から意見を聞いたうえで、時期に関わらず退寮指導を行うことができるものとし、次年度の入寮も認めない場合があります。

11. 禁止事項について

共同生活の場である学寮では、次のような禁止事項が定められています。規則を遵守して快適な寮生活を送るよう心がけてください。

11-1. 物品の持ち込みについて

物品持ち込みについては、「届け出を要するもの」と「持ち込み禁止のもの」とがあります。次に主な種類をあげています。

届け出を要する物品は、所定の様式により、学寮事務室に提出し（毎年度行う必要があります）、寮務主事の許可を受けた場合に持ち込み可能です。

また、持ち込み物品の使用は、他の迷惑にならないよう十分配慮してください。

なお、禁止物品については、強制返品等の厳格な処置が行われます。

(1)届け出を要する物品

- ①テレビ ②冷蔵庫（小型ワンドア（50L以下）・冷蔵機能に限る）
③二輪車（125cc以下に限る） ④自転車 ⑤大型楽器類 ⑥加湿器（健康上の問題がある場合のみ） ⑦その他（寮務主事が指定するもの）

[注 1] 上記物品を無許可で持ち込んだ場合は禁止物品と同じ指導を適用します。

[注 2] ①～③の所持については、上級生（4年生以上）に限りです。

[注 3] 冷蔵庫は飲料水の保管目的でのみ使用できます（＊夜間は通電がないため）。

[注 4] ③二輪車所持の手続きでは、自賠責・任意保険、免許証のコピー添付が必要です。また、年2回のSTG（二輪者実技講習会）受講を条件とします。

[注 5] ④自転車所持の手続きでは、賠償責任保険の加入が必要です。居室内で車体を管理する場合も同様の手続きが必要です。退寮時や卒業時は必ず持ち帰ってください。

[注 6] 二輪車・自転車の貸し借りは禁止とします。貸し借りの事実が明らかとなった場合は、許可を取り消すとともに、両者において当該年度、及び翌年度の持ち込み不許可とします。寮生同士だけでなく、通学生との貸し借りについても禁止とします。

(2)持ち込み禁止物品

- ①ストーブ ②IH・電気コンロ・ガスコンロ・カセットコンロ ③こたつ ④アイロン
⑤トースター ⑥ドライヤー・ヘアーアイロン ⑦電気毛布 ⑧電気カーペット
⑨電気ポット・電気ケトル・コーヒーマーカー ⑩3Dプリンタ・はんだごて
⑪ホットプレート ⑫足温器 ⑬その他電熱器具 ⑭自動車 ⑮エアガン ⑯麻雀牌
⑰爆発、発火などの恐れのある危険物 ⑱その他（寮務主事が指定するもの）

[注 1] 一部の電化製品については供用備品として供用エリアに設置する場合があります。

11-2. 飲酒、喫煙、酒・タバコなどの持ち込み・所持について

本校では、満 20 歳以上であっても学内での飲酒・喫煙（飲酒状態での帰寮、持ち込みや所持を含む）を厳に禁止しています。これら行為は、学校による懲戒指導（停学指導等）の対象となり、また学寮としても退寮などを含む厳しい指導が行われることになります。ノンアルコール飲料に関しても持ち込みや所持を禁止しています。

11-3. 火災予防のための禁止事項

- (1) 電熱器具等の調理・採暖用具の持ち込み。
- (2) 廊下のコンセントから居室への電気コードの引き込み。
- (3) サービスエリア・補食室以外での火気の使用。
- (4) 爆発、発火などの恐れのある危険物の持ち込み。

11-4. その他の禁止行為等について

- (1) けんか、使役、私的制裁、その他暴力的行為。
- (2) 学生相互での金品の貸借及び物品の売買。
- (3) 賭博行為を誘発するような遊び・ゲーム。
- (4) 品位を傷つけるような物品、出版物などの持ち込み。
- (5) 寮内での無断貼り紙。
- (6) 寮内での動物の飼育。
- (7) 教習所通い・アルバイト（授業欠席・学校及び寮行事の欠席を伴うもの）。
- (8) 所属する寮棟以外への無断立ち入り（国際寮・男子寮・女子寮間での立ち入り）。
- (9) 学生相互での二輪車・自転車の貸借・売買。
- (10) 施設・設備、備品の破損、汚損を伴う行為、及び不適切な私的使用（居室への持ち込みを含む）、居室内の壁面、天井面への工作行為、ビス打ち行為等。
- (11) その他（寮務主事が指定する事項）。

11-5. ポイント制について

(1) ポイント制の概要について

ポイント制は各違反・指導に対して「一回につき何点」とポイントを付け、その合計点で指導内容を決める方法です。

24 時間学校で生活する寮生を、このポイント制ですべて指導できるわけではありませんので、基本的なことのみを例示します。したがってこのポイント制に明記されていない事柄についての指導は、その都度寮務委員会と群長会の間で話し合い決定することになります。

また、寮生は本校の学生でもありますから、寮務委員会による指導と併せて学校としての指導が望ましいと思われる事項については、寮務・学生合同委員会の審議を経て、賞罰審査会議に諮ることになります。

① ポイント制のルール

ポイント加算時期は寮規則違反などが発生したときとなります。主な違反項目とポイントの

関係を表 1 に示します。

* 表 1 以外の項目については、11-7 を参照してください。

表 1. 違反項目とポイント

違反項目	ポイント
通生及び部外者無断立入、宿泊幫助 ^{※1}	7
閉寮中の無断入寮	7
暴力行為・私的制裁 ^{※1}	7
SNS やインターネット上での人権侵害行為	7
個人情報・肖像権に関わる不適切な行為	3～7
寮務委員の指導無視	7
飲酒・喫煙（持ち込み・所持を含む） ^{※2} （飲酒状態での掃寮、瓶・缶等の酒類容器所持も同様）	各 4
使役・他者への不当な要求	4
点呼後の外出	3
賭博行為を誘発するような遊び・ゲーム ^{※1}	3
寮役員の指導無視	2
点呼時不在・無断在寮 ^{※3}	1
全寮集会の無断欠席	1 回につき 0.5
寮周辺不法駐車	各 0.5
禁制品の持ち込み・無許可の持ち込み （共用で設置されている物品については各 1 ポイント）	一項目ごとに 0.5

[注 1] ※1 について、同席による黙認行為も原則として同じ指導を適用します。

[注 2] ※2 について、複数学年が混在する場合は最上級生に 7 ポイントを適用します。同席による黙認行為も原則として同じ指導を適用します。またこれら状況下での下級生の指導方針については、聞き取りによる経緯確認を行ったうえ寮務委員会の審議を経て別途の指導ポイント決定、あるいはポイントによらない指導を行うことがあります。

[注 3] ※3 について、無断在寮とは外泊申請をしていたにも関わらず、無断で在寮し点呼を受けないことを指します。なお、外泊申請の取り止めや変更をする場合は、事前に学寮事務室へ申し出てください。急用等で事前に手続きができなかった場合は、直接舎監に申し出てください。

[注 4] 寮務委員会で不適切（社会道徳に反する）と認められる行為、及び表 1 に示される「違反項目とポイント」以外の禁止事項・禁止行為（上記 11-3 及び 11-4 を参照）が発覚した場合は同委員会が審議し、指導方針を決定します。

[注 5] 禁制品（酒・たばこ含む）の持ち込み・所持については、居室に当該物品があった時点で、原則として本人の持ち込み・所持として取り扱います。なお、身に覚えのない禁制品が居室に放置されていた場合は速やかに学寮事務室または舎監へ報告してください。報告が遅れ、舎監の巡回や部屋点検等で見つかった場合も原則として本人の所有物として取り扱われます。また、そのようなことがないように不在時は必ず居室の施錠をしてください。

②総ポイントと指導内容

指導は、ある項目について発生したポイント、もしくは、同時に複数項目に抵触した場合

では「合算」によるポイントに基づいて行われます。またそのポイントは退寮指導期間を終えた後、2年間抹消されません（「③ポイントの抹消」参照）。従って、この期間内に新たに違反行為があった場合は、未抹消ポイントに新たなポイントが「累積加算」されて総ポイントとして指導内容が決定します。指導は、1ポイント以上に達した時に、表2の指導内容に基づいて行われます。期間は指導日から起算して実施されます。なお、退寮指導期間が6か月未満の場合は、閉寮期間の日数は退寮指導期間にカウントされません。

表2. 総ポイント数と指導内容

総ポイント	指導内容	総ポイント	指導内容
1	1週間退寮	5	6か月退寮
2	2週間退寮	6	1年間退寮
3	1か月退寮	7以上	無期限退寮
4	2か月退寮		

③ポイントの抹消

起算日を指導が終わった翌日とし、そこから2年を経過した事項のポイントについては、「②総ポイントと指導内容」から除外します。

④寮務委員会と寮友会の協調

学校の基本方針と寮の健全な運営に反しない限り、表1、表2については寮務委員会と寮友会とで協議し、決定します。

⑤指導の公示

指導日より一週間の公示を行います。但し、プライバシーの配慮が必要な場合は適宜配慮します。

(2) 指導解除規則

①目的

指導は、違反に対する償い、再発防止、反省の機会及び円滑な集団生活の維持などを目的とします。よって指導の目的が達成され、かつ寮生全体の健全な生活維持の観点からも寮への復帰が問題ないと判断される者に対しては、寮は一定の条件の下に指導を解除し、復寮の許可あるいは入寮応募の機会を与えます。

②解除規則の適応範囲

無期限退寮指導を受けた者について適用します。

以下の条件のすべてが満たされた場合に入寮応募の機会を得ます。

- 1) 退寮期間を1年経過した者
- 2) 直近1年間の欠課時数が5%を超えず、授業態度が良好な者
- 3) 当該学科として、寮規則・規範・寮生活の基本的事項について遵守する姿勢を確認のうえ寮生活の適性について審議し、学科主任から願い出がなされた者

③入寮応募の時期と寮務委員会における審議

指導解除にあたっての入寮は、入寮募集の時期にあわせた対応となります。（原則年1回の募集、後期入寮の追加募集、のいずれかのみとする。）

また、入寮の可否については、寮務委員会において審議します。退寮指導事由に応じた視点から、本人及び在寮生の両方について共同生活が問題なく送れるかを総合的に判断します。

11-6.指導の取り扱いについて

校則に違反した事項については、学寮指導に加え、学校による懲戒指導を受けることになります。

11-7.表 1 以外の詳細な禁止事項とポイント

表 1 に示される「違反項目とポイント」以外の禁止事項や禁止行為が明らかとなった場合は、以下の基準に則って指導方針を決定します。なお、考慮すべき事項がある場合は、基準に寄らず指導内容を決定することがあります。

11-3 における火災予防のための禁止事項について

違反行為	ポイント
(1)電熱器具等の調理・採暖用具の持ち込み	1～7 ポイント
(2)廊下のコンセントから居室への電気コードの引き込み	1～7 ポイント
(3)サービスエリア・補食室以外での火気の使用 ・火災の恐れのある行為（花火・焚き火・炭火・ガスコンロの使用） ＊学内での無許可行為。 ・微小火源の使用（線香・蚊取り線香・お香）	3～7 ポイント
(4)爆発、発火などの恐れのある危険物の持ち込み	0.5～7 ポイント

11-4 におけるその他の禁止行為等について

違反行為	ポイント
(1)けんか、使役、私的制裁、その他暴力的行為	7 ポイント
(2)学生相互での金品の貸借及び物品の売買	嚴重注意～7 ポイント
(3)賭博行為を誘発するような遊び・ゲーム	3 ポイント
(4)品位を傷つけるような物品、出版物などの持ち込み	嚴重注意～7 ポイント
(5)寮内での無断貼り紙	嚴重注意～7 ポイント
(6)寮内での動物の飼育	嚴重注意～7 ポイント
(7)教習所通い・アルバイト（授業欠席・学校及び寮行事の欠席を伴うもの）	1～7 ポイント
(8) 所属する寮棟以外への無断立ち入り （国際寮・男子寮・女子寮間での立ち入り）	7 ポイント
(9-1)学生相互での二輪車・自転車の貸借	年度内・次年度での許可取り消し（両者）
(9-2)学生相互での二輪車・自転車の売買	0.5～7 ポイント （両者）
(10)施設・設備、備品の破損、汚損を伴う行為、及び不適切な私的使用（居室への持ち込み等を含む）、居室内の壁面、天井面への工作行為、ビス打ち行為等 ＊入居時に既に損害状況が認められ、補修が必要な場合などは事前に申し出ること。	修繕・弁償の義務及び 1～7 ポイント
(11)その他（寮務主事が指定する事項）	
(1)申請外の無断寮食利用（欠食申請期間内に寮食をとること）	3 ポイント
(2)提供食・備品を食堂外に無断で持ち出すこと （主食[ご飯・パン・麺類]、主菜[おかず類]、副菜[汁物・野菜類]、調味料、飲み物、食器類）	0.5 ポイント
(3)提供食で、おかわりが認められていないものの二重どり行為及びこれに類する行為	1 ポイント
(4)空き部屋への許可のない立ち入り	3 ポイント
(5)門限後の寮内不正立入	3 ポイント

12. 寮友会について

12-1. 寮友会活動

学寮には男女寮生全員で構成する「寮友会」という組織があります。

男子寮・女子寮はそれぞれ独立して選出された役員により運営されますが、学寮全体の運営に関するときには上部組織の寮友会がその運営に当たります。

寮友会規約（後に掲載）に基づく目的、活動等の概要は次のとおりです。

(1)寮友会の目的

学寮規程(後に掲載)の趣旨に則り、学校の指導と助言のもとに寮生相互の親睦を深めるとともに、寮生の自主的な活動を通じて、日常生活上の具体的問題を共同で処理し、充実した学寮生活を送れるようにすることを目的としています。

(2)主な寮友会の行事・活動

4月「新入生歓迎会」・「寮生総会」、10月「寮祭」、12月「クリスマスパーティー」、年1回「リーダー研修会」などがあります。また、定期的に「クリーンデー（学寮周辺清掃活動）」、「全寮集会」も開催します。

(3)「寮友会」会費

寮友会の諸活動・行事の実施経費として、寮友会費(月額 500 円)が徴収され、毎年度始めに予算、収支決算報告と監査報告がなされます。

12-2. 群生活

(1)「群長」について

男子寮では、運営方法として、昭和 60 年度から「群」制度が設けられました。また、平成 12 年度にできた女子寮も同様の制度で運営され、現在は、男子寮 7 群、女子寮 1 群の計 8 群体制となっています。

群のリーダーとなる寮生を群長といい、選挙により選出された 8 名が学校長の委嘱を受け、その任に当たります。各群長は、リーダーとして指導力を発揮し、最善と考える共同生活の実現に努力しています。

原則毎週火曜日に群長会が開かれ、寮友会長をはじめとする役員・群長により、学寮事務室及び舎監からの注意事項の伝達や生活上の問題点を話し合います。

群ごとに定例群集会（群点）が開かれます。定例群集会は、男子寮では各群の談話室に群員全員が、女子寮では女子寮談話室に全員が集合し、それぞれ群長の指導を受けます。

(2)運営の流れ

寮の運営については、次のようなところで議論されています。

①寮生総会

寮運営に必要な重要事項を審議する最高議決機関。寮生全体に特に周知すべき事項などの伝達及び指導。

②群長会（原則毎週火曜日開催）

行事の具体的な実施計画、週毎の清掃報告、各種当番の割り振り、学寮事務室、舎監からの注意事項の伝達、規則違反者の取り扱い。

③定例群集会（群点）

群員への群長会報告、群員の意見の吸い上げ、群長・女子寮長による群員の生活指導。

④各種委員会（適時開催）

編集・美化・健康衛生・防災・レクリエーション・ネットワーク管理・車両など。

⑤リーダー研修会

年次計画、群生活規範の作成と評価、諸問題の討議。

(3)相談窓口

- ① 寮務委員、舎監（個人的な寮での悩みなどの相談）
- ② 留学生懇談会（留学生の諸問題について意見交換）
- ③ 寮務委員の群指導教員（各群・女子寮の指導教員として群長・女子寮長の顧問となる）
- ④ 意見箱（寮生活に関する相談、意見、要望等投書によるもの）
- ⑤ 学寮事務室（各種申請手続きや設備・備品に関する相談、寮務委員への取次ぎ等）

(4)地域への貢献活動

クリーンデー（学寮周辺ならびに学校近隣の清掃）

13. 学寮における諸経費負担

13-1. 経費負担区分について

学寮における経費の負担区分については、文部科学省からその基準が示されており（39.2.18 文大生第 162 号通知）それによって実施しています。その大要は、学寮を運営・管理するための費用は学校『法人』が負担し、寮生が生活するために必要な費用、例えば、給食のための材料費、人件費及び食堂・寮の光熱水料費などの学寮関係経費は寮生自身が負担することになっています。

13-2. 学寮関係経費について

区分	金額	内容
寄宿料	複数人室 700 円/月 個室 800 円/月	部屋代にあたる経費です。 居室のタイプで金額が決まっています。
学寮運営費	9,300 円/月	学寮での生活に必要な光熱水費、共用消耗品等の購入等に充てる経費です。 エアコンリース料 1,400 円を含みます。
エアコン電気料	1,500 円/月	居室に設置されているエアコンの電気料です。
寮友会費	500 円/月	寮友会の活動経費です。
食費	1,413 円/日	学寮食堂での食費です。 内訳：給食材料費 1,003 円（朝食 290 円、昼食 330 円、夕食 383 円）、その他経費 410 円

注 1 入退寮日が月の途中であっても、食費を除き、当該月の月額分を徴収します。

食費については欠食の手続きをした場合に限り不在日数分を欠食扱いで返金します（1,003 円×日数）。

注 2 期限付きの退寮指導等により、月に 1 日も在寮しない場合には、当該月のエアコンリース料を除いた学寮運営費、寮友会費及び食費は徴収しません。

他の経費については、月額分を徴収します。

注 3 学寮運営費及びエアコン電気料は、年度末に精算し、残金が生じた場合は返金します。

注 4 食費については物価等の変動により変更になる場合があります。

13-3. 学寮関係経費の納入方法について

食費以外の経費は、毎月 26 日（休日の場合は前後します）に引き落とされます。詳細は、別に配付する、学寮諸納金一覧をご覧ください。

食費は原則、毎月指定のゆうちょ銀行口座から食堂委託業者が引き落とします。

なお、全ての経費について特別な理由なく滞納されますと、退寮となりますのでご注意ください。

13-4. 欠食分の給食材料費払い戻しについて

所定の欠食の手続（「3-8. 食費の払い戻しについて」、「3-9. 欠食の手続きについて」参照）を行った場合は、欠食分の食費の内『その他経費』を除く『給食材料費』が払い戻されます。

14. 学寮関係書類一覧

寮生が必要とする学寮関係書類は学寮事務室に備え付けてあります。次の表により学寮事務室に申し出て所定の期日までに手続きを行ってください。

14-1. 交付を受けるもの

種 類	担当係	時 期	備 考
在寮証明書	寮務係	3 日前	「証明書交付願」により必要な時期の 3 日前までに申し込むこと。

14-2. 願い出をするもの

種 類	担当係	時 期	備 考
入寮願	寮務係	指定期日	
退寮願	〃	要相談	学級担任の所見を記入してもらい、本人が提出すること。
寄宿料免除願	〃	指定期日	
原付自転車等所持願	〃	その都度	所定の書類を添えて本人が提出のこと。
学寮ネットワーク使用申請書	学寮ネットワーク委員長	指定期日	

14-3. 届け出をするもの

種類	担当係	時期	備考
入寮誓約書	寮務係	入寮の時	未提出の場合は入寮許可を取り消す場合がある。
盗難届	〃	その都度	
紛失届	〃	その都度	
外泊届	〃	前日の 15 時まで	3. 学寮の諸手続き概要 の「3-7. 外泊について」に拠る 左記期日は別途指定する場合がある。
欠食届	食堂委託業者	事前の水曜日の 13 時まで	3. 学寮の諸手続き概要 の「3-9. 欠食の手続きについて」に拠る 左記期日は別途指定する場合がある。
物品等所持届	寮務係	年度初めは 指定期日 以降その都度	Web フォームより届出
自転車所持届	〃	〃	〃
故障・修理等届	〃	〃	〃

※各種手続き方法や時期は変更になる場合があります。その際は寮内掲示や群長会を通じてお知らせします。

關係諸規則等

木更津工業高等専門学校学寮規程

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則（以下「学則」という。）第55条第2項に基づき学寮の管理運営についての必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(学寮の目的)

第2条 学寮は、本校の課外教育施設として学生の修学に適する環境において規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資することを目的とする。

(寮生活の基本)

第3条 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規程及びこの規程に基づいて定められた諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

(学寮管理の責任者等)

第4条 学寮の管理運営は、校長の命を受けて寮務主事が責任者となる。

第5条 学寮に舎監を置き、寮生の指導にあたる。

(入寮)

第6条 入寮を希望する学生は、入寮願を学生課寮務係を経て校長に提出するものとする。

2 入寮の選考に関し必要な事項は別に定める。

第7条 入寮は、寮務委員会（国際寮の場合は、国際寮運営部会とする。）の議を経て、校長が許可する。

2 入寮の許可を受けた者は、所定の期日までに誓約書を学生課寮務係を経て校長に提出するものとする。

3 入寮願に虚偽の記載をしたときは、校長は、その入寮の許可を取り消すことがある。

第8条 入寮の時期は年度の始めを原則とする。

2 国際寮を除き、年度の入寮期間の終わりは、後期末の閉寮日とする。

(退寮)

第9条 退寮を希望する者は、あらかじめ学生課寮務係を経て校長に退寮願を提出して、その承認を受けなければならない。

第10条 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、校長は、速やかに退寮を命ずるものとする。

- (1) 寄宿料又は第13条に定める経費の納入を怠ったとき。
- (2) 風紀を乱す行為のあったとき。

- (3) 共同生活の秩序を乱す行為のあったとき。
- (4) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認められるとき。
- (5) 退学、除籍又は休学のとき。
- (6) その他学寮の管理運営上支障をきたすおそれのあるとき。

第11条 寮生が退寮するときは、居室その他居室に付属する設備等について校長の指定する職員の検査を受けなければならない。

(寄宿料等)

第12条 寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）による額とする。

- 2 寮生は、寄宿料を本校が指定する方法で所定の期日までに納付しなければならない。
- 3 入退寮の日が、月の中途である場合にあっては、寄宿料は1ヶ月分納付しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があった場合は、当該年度内に徴収する寄宿料の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収できるものとする。

第13条 学寮食堂の食費及びその他生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

- 2 前項の食費については、学寮食堂業者に直接納付し、その他生活に必要な光熱水料等の経費の納付については、第12条第2項の規定を準用する。

(施設保全の義務)

第14条 寮生は、居室、共同施設その他学寮の施設設備を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号に定めるところに誠実に従わなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室には他の部屋の者を宿泊させないこと。
- (3) 居室その他学寮の施設には工作を加えないこと。
- (4) 共同の施設は、常に良好な状態に保つように連帯して保全すること。
- (5) 学寮施設に許可なく掲示等をしないこと。
- (6) 故意又は過失により、施設、設備を滅失、き損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- (7) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学寮施設の管理運営上の必要からする学校の指示に忠実に従い、積極的にこれに協力すること。

(共同生活の自治)

第15条 学寮設置の本旨に従い、学寮における日常生活上の具体的問題を共同で処理し、自主的にこれを規律するため、国際寮を除く寮生全員で構成する寮友会を置く。

2 国際寮を除く寮生は、入寮と同時に寮友会の会員となる。

第16条 寮友会の指導は、寮務主事がこれを総括する。

第17条 寮友会は、規約を制定し、校長の承認を受けるものとする。規約の改正についても同様とする。

第18条 寮友会活動を行うにあたっては、学則、本校学生準則並びにこの規程及び本校寮生心得に違反しないものとする。

(休業閉鎖)

第19条 国際寮を除く学寮は、学則第5条に定める長期休業期間中は原則として閉鎖する。

(寮生以外の者の寄宿・立入)

第20条 学寮には、寮生以外の者の宿泊を認めない。

第21条 寮生が部外者を学寮に立入らせようとするとき、及び寮生以外の学生が学寮に立入ろうとするときは、あらかじめ学寮の管理者の許可を受けなければならない

第22条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和42年6月1日から施行する。

2 寄宿料の額は、第11条の規定にかかわらず、昭和43年6月30日までの間月額100円とする。

(この間の附則省略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

木更津工業高等専門学校学寮運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学寮規程第15条及び第22条の規定に基づき、学寮における共同生活の自治的運営の基準を定めたものである（国際寮を除く）。

(共同生活の単位)

第2条 学寮における共同生活は、居室及び付帯施設（談話室、サービスエリア等）によって構成される独立した居住区画（以下「群」という。）の内部における共同生活を単位とする。

2 前項の群に所属する寮生は、原則として、男子寮は45名以内、女子寮は60名以内の各学年の学生とする。

3 各群に群長を置く。

(各群の共同生活の規律)

第3条 各群の寮生は、次の各号に掲げるものに準拠して、各群の「生活規範」を定め、群長を中心として、それぞれ最善と考える共同生活の実現に努めるものとする。

(1) 不潔乱雑を排すること。

(2) 災害による被害の発生を未然に防ぐよう努めること。

(3) 学習と睡眠の自由を妨げないこと。

(4) 節度と気品のある生活習慣を養うこと。

(5) 個人の尊厳と友愛に基づく協力関係を築くこと。

2 各群の群長は、毎年度の始めに、前項の生活規範について寮務主事の承認を受けるものとする。

(各群の共同生活の評価)

第4条 前条の各群の共同生活の実績を評価するため、寮務主事は、定例又は随時に、各群を巡回するものとする。

2 校長は、毎年度必要に応じ、前項に準じて各群を巡回することがある。

(寮友会の組織と運営)

第5条 寮友会は、次の各号の事務を処理するために必要な組織及び運営に関する規約を定め、学寮全体の自治的運営に当たるものとする。

(1) 各群の共同生活に共通する問題を処理すること。

(2) 各群にまたがる全寮生の共同生活に関する問題を処理すること。

(3) 学寮全体の行事計画を立案し、実施すること。

(4) 各群内における寮生の軽微な規律違反を処理すること。

(5) 寮内における不当な処遇に関する寮生の提訴を処理すること。

(寮務主事の職務)

第6条 寮務主事は、学寮の共同生活の指導及び管理に関し、他の法令及び規則に定めるもののほか、次の職務を行うものとする。

- (1) 各群に所属する寮生の中から、寮友会の選挙に基づき群長を選出すること。
- (2) 各群の共同生活の実績に基づき、各群長に助言と勧告を行うこと。
- (3) 学寮の自治的運営の改善について、寮友会に提案し、その処置を求めること。
- (4) 前条第4号及び第5号の事務の処理に関する寮友会の会議に出席して、助言を与えること。
- (5) 前号の寮友会の会議の結論に基づき、在寮資格停止、群所属の変更、群長の任命変更その他の処置をとること。

附 則

- 1 この要項は、昭和60年4月1日に制定し、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 木更津工業高等専門学校寮生準則（昭和43年規則第3号）は、この要項の施行日（昭和60年10月1日）に廃止する。

附 則

この要項は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

木更津工業高等専門学校寮生心得

寮生は学寮規程及び生活規範を遵守するほか、次の各項を日常生活の心得とすること。

1. 日課はすべて時間厳守の上、所定の場所で励行すること。実施は次の要領による。

- (1) 清掃は全員で、自室のほか、割当場所について分担して行う。
- (2) 食器等は食堂以外に持ち出さない。
- (3) 授業を欠席しようとするものは、事前に担任に連絡する。
- (4) 登校時の服装は、本校服装基準に拠る。
- (5) 門限は、男子寮は 21 時 50 分。女子寮は 21 時 20 分である。ただし、帰寮できない場合は舎監に連絡する。
- (6) 点呼は、男子寮は寮室前に整列して、女子寮は談話室で各群長が行なう。
- (7) 学寮においては、7～8 時間の睡眠を確保するように配慮されておりこれを励行する。

2. 寮生は、次の諸点に留意し努力すること。

- (1) 放課後の課外活動や奉仕活動、学校行事に積極的に参加する。
- (2) 寮友会の行事や会議、集会には必ず出席する。
- (3) 高学年生ほど、寮全体に奉仕貢献するような活動に積極的にあたる。
- (4) 教職員や外来者に対し、また寮生相互間の礼儀を正し挨拶を励行する。
- (5) 言葉づかいや服装には常に注意し、品位ある態度をとる。
- (6) 許可なく寮生以外の者を寮内に入れない。
- (7) 現金の所持は、必要最小限にとどめ、近くの銀行、信用金庫などの金融機関を利用し預金しておく。
- (8) 所持品には記名し、管理に充分注意する。
- (9) 金品の貸借をしない。
- (10) けんか、口論、使役、私的制裁、その他暴力行為をしない。
- (11) 麻雀や賭博行為を誘発するような遊び、ゲームをしない。
- (12) 許可なく自動車、バイクを持ち込まない。
- (13) 品位を傷つけるような物品、出版物などを持ち込まない。
- (14) 電気、ガス、水など常に節約して使用する。
- (15) 寮内にみだりに貼り紙などしない。
- (16) 動物を飼育しない。
- (17) 飲酒、喫煙をしない。
- (18) 非常口の使用は、非常時のみとする。

3. 寮内の美化と清潔整頓の励行のため、次の事項に留意する。

- (1) 寮内は土足禁止とする。また、上履きで屋外に出ない。
- (2) 衣類など所持品は、すべて所定の場所に整頓格納する。
- (3) 清潔さを重視し、洗濯や寝具の日光消毒を励行する。
- (4) ゴミは、可燃物・ビン、缶、ペットボトルの 2 種類に分別し、木更津市指定のゴミ袋に入れて寮生用ゴミ置き場に運ぶ。 廃油は十分冷やしたのち、ペットボトルなどの容器に入れ、ゴミ置き場にある指定ボックスに入れる。
- (5) 便所・洗面所・サービスエリアその他共通部分の清潔清掃には特に注意する。

4. 次に示す物品の所持については、学寮事務室に届け出て寮務主事の許可を受ける

こと。

また、その使用にあたっては、事故のないよう、そして他の迷惑にならないよう注意すること。

- (1) 大型楽器類
- (2) 二輪車（125CC 以下）（4 年生以上）
- (3) 自転車
- (4) テレビ（4 年生以上）
- (5) 冷蔵庫（4 年生以上）（ワンドア（50L 以下）・冷蔵機能に限る）
- (6) その他寮務主事が許可するもの。

5. 火災予防のため、次の事項に留意する。

- (1) 廊下のコンセントから寮室へのコード引き込みを禁止する。
- (2) 学校で設置したもの以外のストーブ、コンロ、コタツ、電気ポット、トースター、アイロン、足温器及び電気毛布などの電熱器具一切の持ち込みを禁止する。
- (3) サービスエリア以外での火気使用を禁止する。
- (4) 爆発、発火などの恐れのある危険物の持ち込みを禁止する。

木更津工業高等専門学校寮友会規約

第1章 総則

第1条 本会は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）寮友会と称する。

第2条 本会は、学寮規程の趣旨に則り、学校の指導と助言のもとに寮生相互の親睦を深めるとともに寮生の自主的な活動を通じて、充実した学寮生活を送ることを目的とする。

第3条 本会は、本校学寮の寮生全員をもって組織する。

第2章 機関

第4条 本会は、その目的を達成するため次の機関を置く。

- (1) 寮生総会
- (2) 群長会
- (3) 寮委員会
- (4) 監査委員会
- (5) 選挙管理委員会

第3章 寮生総会、群長会、寮委員会、監査委員会及び選挙管理委員会

第5条 寮生総会は、本会の最高議決機関であって寮生全員をもって構成する。

2 寮生総会は、毎学年の始め定期に開く。ただし次の場合には、寮友会長（以下「会長」という。）が臨時にこれを召集するものとする。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 寮委員会が必要と認めたとき。
- (3) 全寮生の4分の1以上の要求があったとき。

第6条 寮生総会の議長は、会長が指名する。

第7条 寮生総会は、その構成員の4分の3以上の出席をもって成立する。

第8条 寮生総会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除いては、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9条 群長会は、本会の執行機関であって、会長、男女寮長、男女副寮長及び各群の群長をもって構成する。

第10条 寮委員会は、本会の執行機関であって、会長、男女寮長、男女副寮長及び寮委員をもって構成する。

2 寮委員会は、会長又は寮委員の2分の1以上が必要と認めたとき随時開くことができる。

第11条 群長及び寮委員会は、寮生総会に議事を提出することができる。

第12条 監査委員会は、本会の監査機関であって監査委員全員の出席をもって成立する。

第13条 選挙管理委員会は、会長、男女寮長、男女副寮長、群長、寮委員及び監査委員の選挙及び罷免に関する事務を行う。

第14条 選挙及び罷免に関する細則は別に定める。

第15条 会長が必要と認めるときは、群長会の議を経て、他の専門委員会を置く事が

できる。

第4章 役員

第16条 本会に次の役員を置く。

- (1) 寮友会長 1名
- (2) 男女寮長 各1名
- (3) 男女副寮長 各1名
- (4) 群長 各1名
- (5) 副群長 各1名
- (6) 寮委員長 7名
- (7) 選挙管理委員長 1名
- (8) 監査委員 2名

第17条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総括するとともに、寮生を代表し、かつ、寮務主事の指示を受けて学寮生活の向上をはかるとともに規律保持にあたる。
- (2) 男女寮長は、会長を補佐し、会長不在のときは、合議してその職務を行う。
- (3) 男女副寮長は、寮長を補佐し、寮長不在のときはその職務を行う。
- (4) 各群の群長は群員を代表し、寮内の融和をはかるとともに、寮務主事の指示を受けて生活の向上ならびに規律保持にあたる。
- (7) 各群の群長は、毎年度の初めに、各群の生活規範を定め、寮務主事の承認を受けるものとする。
- (4) 各群の群長は、各群の部屋割りを作成し、寮務主事の承認を受けるものとする。
- (5) 副群長は、群長を補佐し、群長不在のときは、その職務を行う。
- (6) 寮役員は、会長の総轄のもとに次の職務を行う。
- (7) 各群・会にまたがる全寮生の共同生活に関する問題を処理する。
- (4) 学寮全体の行事計画及び予算を立案し、実施する。
- (4) 学寮における寮生の軽微な規律違反を処理する。

第18条 会長、男女寮長、男女副寮長、群長及び監査委員は全寮生の直接選挙により選出する。

- 2 前項のうち、群長を除く他の役員に欠員が生じた場合は、全寮生により直接選挙を行う。
- 3 群長に欠員が生じた場合は、当該群員の互選により群長を選出する。
- 4 副群長は、当該群員の互選により選出する。これに欠損あるときも同様とする。
- 5 選挙管理委員は、会長がこれを指名し、群長会においてその承認を行う。

第19条 本会の役員の選出時期は毎年1月とし、その任期は同年4月から翌年3月までとする。ただし、再任を妨げない。

第20条 会長、男女寮長、男女副寮長、群長、寮委員及び監査委員の罷免は、全寮生の3分の1以上の署名があったとき、選挙管理委員会に対し請求することができる。

第21条 罷免は、全寮生の直接投票により行う。

2 罷免の成立は投票総数の過半数を必要とする。

第22条 罷免を請求された者が投票結果において前条に定める投票総数の賛成があった場合には、開票結果の公表と同時に罷免される。

第23条 罷免が成立したとき選挙管理委員会は、直ちに役員を補充しなければならない。

第24条 役員は、他の役員を兼ねることはできない。

第5章 顧問及び指導教員

第25条 校長を本会の顧問とし、本会の最終責任者とする。

第26条 寮務主事及び寮務委員会構成教員を指導教員とし、寮務主事を指導総轄者とする。

第27条 本会の活動はすべて指導教員の指導と助言を受けるものとする。

第6章 会費および会計

第28条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

第29条 本会の会費は、月額500円とし、納入については本校学寮規程第12条2項の規定を準用する。

2 納付済みの会費は、返還しない。

第30条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第31条 本会の予算は、寮生総会の承認を必要とする。

第32条 会計に関する細則は、別に定める。

第7章 雑則

第33条 本会の運営に必要な細則の制度改廃は、群長会の議を経て寮生総会においてこれを行う。

第34条 この規約の改正は、寮生総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

この規約は、昭和60年11月1日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

この規約の改正に伴う第32条第2項の会費は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成16年1月1日から施行し、平成15年12月1日から適用する。

ただし、平成15年度の機関及び役員については、第4条から第24条の定めにかかわらず、従前の例による。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

木更津工業高等専門学校寮友会選挙細則

第1条 この細則は、寮友会規約第14条に基づき、寮友会の会長、男女寮長、男女副寮長、群長及び監査委員の選挙及び罷免（以下「選挙」及び「罷免」という。）について規定したものである。

第1章 選挙

第2条 選挙管理委員の中から選挙管理委員長、選挙管理副委員長を各1名ずつ決定する。

第3条 選挙は、毎年1月、投票によりこれを行う。

第4条 全寮生数の3分の2以上の投票をもって成立するものとする。

第5条 選挙管理委員会は、選挙を行う日を定め、その日の40日前までに公示しなければならない。

第6条 選挙に立候補しようとする者は、選挙日の35日前までに選挙管理委員長に届け出るものとする。

第7条 前条の候補者がいない場合又は定数に満たない場合は、群長会が候補者を選挙日の30日前までに選挙管理委員会に推薦するものとする。

第8条 選挙管理委員会は、立候補者を公示し、立会演説会を開催するものとする。

第9条 投票は無記名とし、会長、男女寮長、男女副寮長、群長及び監査委員についてそれぞれ行う。

2 群長及び監査委員については定数名連記とする。ただし、定数名未満の記載も有効とする。

第10条 会長、男女寮長、男女副寮長、群長及び監査委員の候補者が定数名の場合は信任投票を行う。この場合、投票総数の3分の2以上の信任を得なければならない。

2 会長、男女寮長、男女副寮長、群長及び監査委員の候補者が定数名より多い場合は差額選挙を行い、投票数が多い立候補者から順に定数名を信任とする。

第11条 前条第1項の規定による信任投票において信任を得られなかった場合は、群長会で話し合い選挙日から2日以内に選挙管理委員会に推薦して再選挙を行う。なお、再選挙を行う場合、新たに選挙日を定めこの細則に基づき選挙を行う。

第12条 投票用紙は、選挙管理委員会発行のものを使用する。

第13条 開票は、投票締切後直ちに選挙管理委員会が公開で行うものとする。

第14条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を使用しないもの。
- (2) 候補者の氏名を判別しがたいもの。

(3) 第9条第2項に規定する連記数を超えたもの。

第15条 選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が処理する。

第16条 選挙において第1章に定めるもので対応できなかった場合には、最終決定権を選挙管理委員会に委ねるものとする。

第2章 罷免

第17条 選挙管理委員会は、寮友会規約第20条に基づき罷免の請求があった場合には、直ちにその理由とともに公表しなければならない。

第18条 選挙管理委員会は、罷免の請求後2日以内に、全寮生の無記名投票により、罷免の成否を明らかにしなければならない。

第19条 投票用紙は、選挙管理委員会発行のものを使用する。

第20条 開票は投票締切後直ちに選挙管理委員が公開で行うものとする。

第21条 次の投票は無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの。

(2) 罷免か否かを確認しがたいもの。

第22条 罷免が成立した場合、選挙管理委員会は、前第1章に定める手続きにより、新たに選挙事務を行う。

第23条 罷免に関する一切の事務は、選挙管理委員会が処理する。

第24条 罷免において第2章に定めるもので対応できなかった場合には、最終決定権を選挙管理委員会に委ねるものとする。

附 則

この細則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和60年11月1日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年1月1日から施行し、平成15年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

木更津工業高等専門学校寮友会会計細則

- 第1条 この規則は、寮友会規約第32条に基づき、寮友会の会計について規定するものである。
- 第2条 収入及び支出は、すべてこれを予算に組み入れるものとする。
- 第3条 寮委員会は、年度当初事業計画を作成し、予算案を編成し、寮生総会に提出するものとする。
- 第4条 予算が成立したときは、寮委員会は、監査委員会に通知するものとする。
- 第5条 寮委員会は、寮委員の中から会計担当者（以下「会計委員」という。）を指名するものとする。
- 第6条 現金出納及び物品等の調達に関する事務は、会計委員が行うものとする。ただし、必要に応じて寮委員会が調達することもある。
- 第7条 物品等の調達を請求するときは、会計委員は、会長及び寮務主事の承認を受けるものとする。
- 第8条 会計委員は、調達通知書に基づき予算差引を行うものとする。
- 第9条 会計委員は、物品の所在等を明確にするため備品管理簿及び、消耗品受払簿を備えるものとする。
- 第10条 監査委員会は、毎年1度、予算の執行状況及び物品の管理状況を監査するものとする。
- 第11条 監査委員会は、前条の監査内容及びその意見を寮生総会に通知するものとする。
- 第12条 監査委員会は、監査の結果、改善の必要を認めたときは、寮委員会に改善を勧告するものとする。
- 第13条 寮委員会は、毎年度終了後、収入支出の予算報告書を作成し、寮生総会に報告するものとする。
- 第14条 罷免された役員は、その時点での収入支出を明らかにし、監査委員の承認を得るものとする。

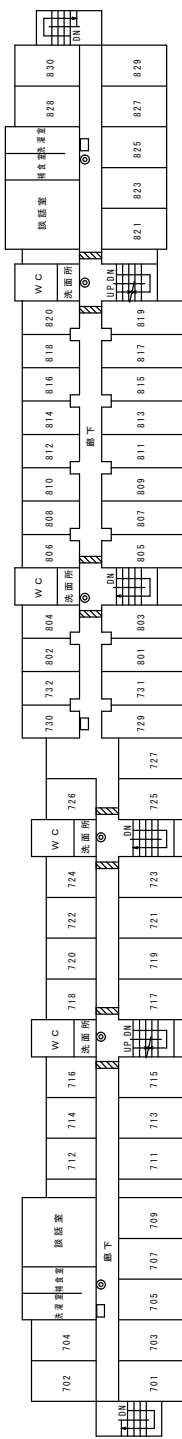
附 則

この細則は、昭和60年11月1日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

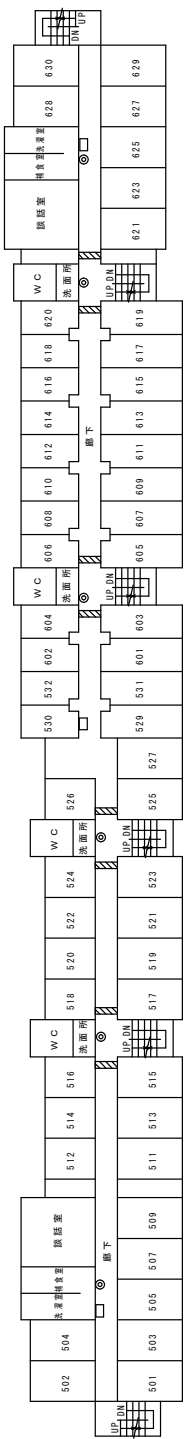
附 則

この規約は、平成16年1月1日から施行し、平成15年12月1日から適用する。

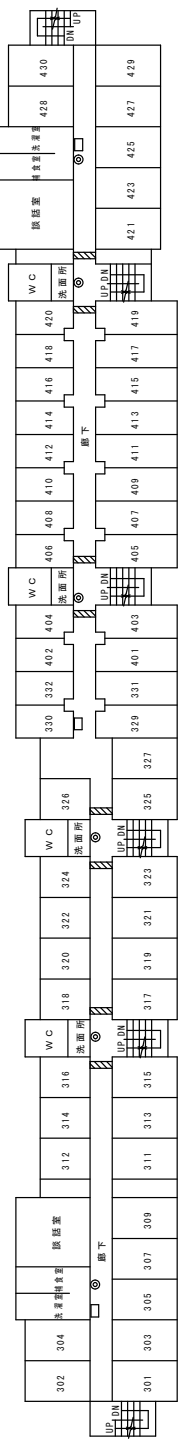
男子寮（雄峰寮）平面図



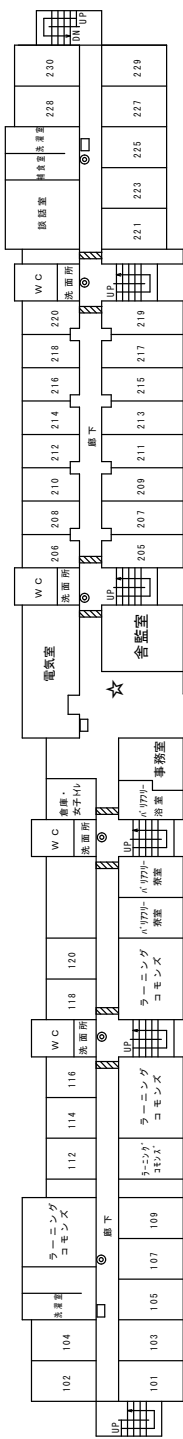
寄宿舎棟 4階



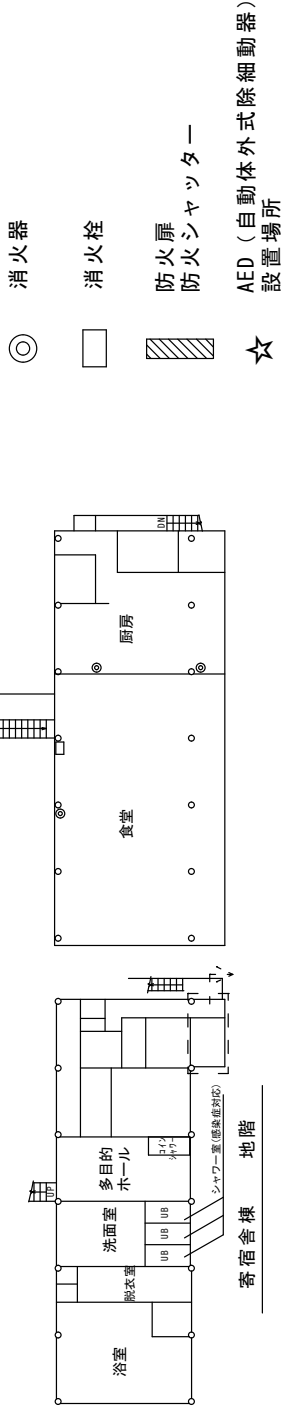
寄宿舎棟 3階



寄宿舎棟 2階



寄宿舎棟 1階



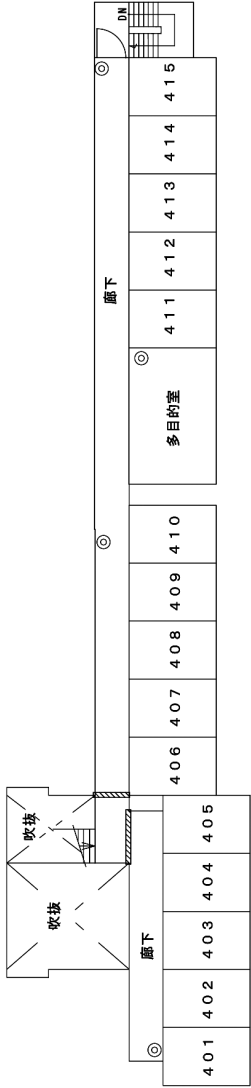
消火器

消火栓

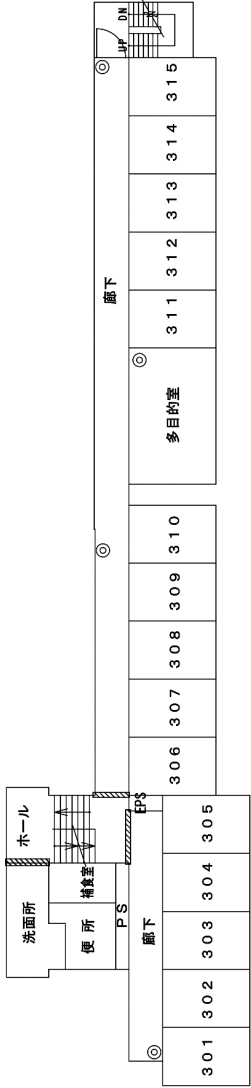
防火扉
防火シャッター

AED（自動体外式除動器）
設置場所

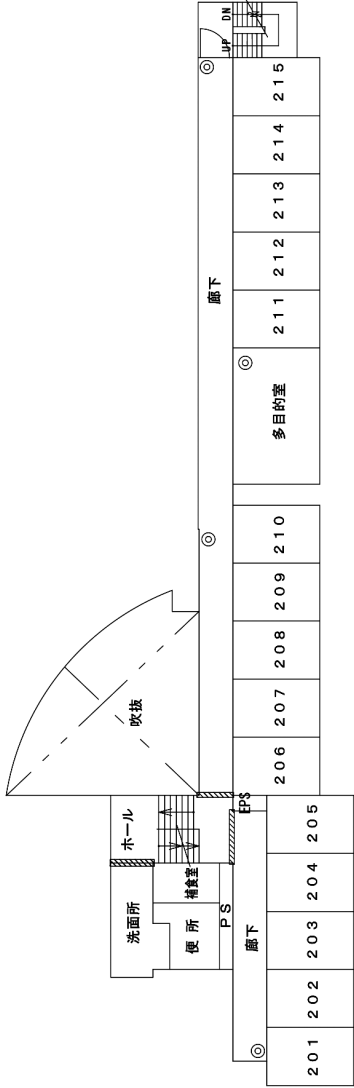
女子寮（なのはな寮） 平面図



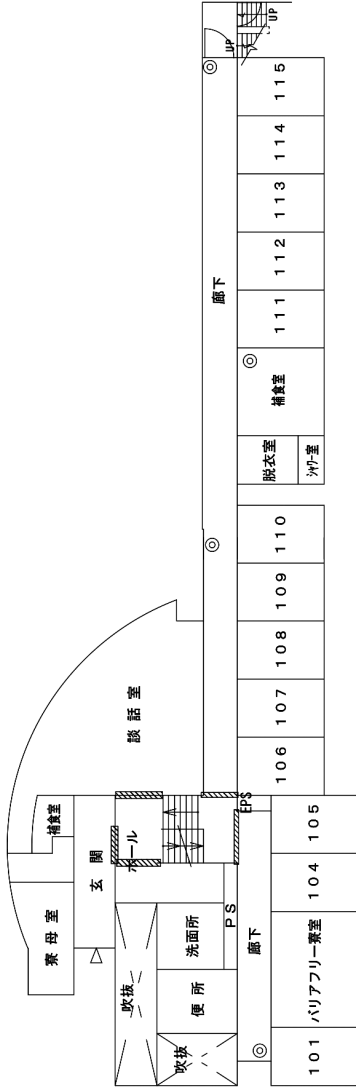
4 階平面図



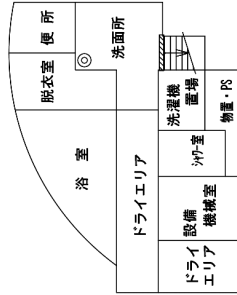
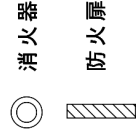
3 階平面図



2 階平面図



1 階平面図



地階平面図

(独) 国立高等専門学校機構
木更津工業高等専門学校
〒292-0041

千葉県木更津市清見台東 2-11-1

学寮事務室（平日 8:30 ～ 17:00） ☎0438-30-4041

舎監室（平日 17:00 ～ 8:30、休日終日） 30-4018

宿直室（同上） 30-4020

※ただし、22 時以降 7 時までには、緊急の場合を除き受け付けない。

学科	第	学年	氏名
----	---	----	----